

○松本市平和祈念式典実行委員会設置要綱

平成9年4月1日

告示第106号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市平和祈念式典（以下「式典」という。）を開催するにあたり、必要な事項を検討するために設置する松本市平和祈念式典実行委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、式典の開催に関する必要な事項を決定し、式典の管理運営を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 別表に掲げる団体の関係者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名するものとする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の5月末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部平和推進課とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月10日告示第197号）

この告示は、平成11年6月10日から施行する。

附 則（平成19年6月21日告示第330号）

この告示は、平成19年6月21日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第100号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市平和祈念式典実行委員会設置要綱、松本市長野自動車道環境問題対策協議会設置要綱、松本市ごみ有料化検討委員会設置要綱、松本市・HIV等性感染症予防啓発推進協議会設置要綱、松本市営市街地駐車場店舗施設使用者審査委員会設置要綱、松本市工業団地等分譲企業選考委員会設置要綱、松本市技能功労者褒賞要綱、松本市緑に関する市民会議設置要綱、安曇区域市有土地問題審議会設置要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後に新要綱の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

（松本市議会議員である委員の任期の特例）

- 2 この告示による松本市平和祈念式典実行委員会設置要綱、松本市長野自動車道環境問題対策協議会設置要綱、松本市ごみ有料化検討委員会設置要綱、松本市・HIV等性感染症予防啓発推進協議会設置要綱、松本市営市街地駐車場店舗施設使用者審査委員会設置要綱、松本市工業団地等分譲企業選考委員会設置要綱、松本市技能功労者褒賞要綱、松本市緑に関する市民会議設置要綱、安曇区域市有土地問題審議会設置要綱の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期が平成27年5月1日以後の日までである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項及び新要綱の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

附 則（平成29年3月31日告示第93号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月12日告示第38号）

この告示は、令和元年6月12日から施行する。

附 則（令和2年10月30日告示第368号）

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

松本市町会連合会
社会福祉法人松本市社会福祉協議会
松本市遺族会
松本市公民館長会
松本市女性団体連絡協議会
松本市消費者団体連絡協議会
松本市子ども会育成連合会
松本ハイランド農業協同組合
松本地区労働者福祉協議会
松本商工会議所
松本市校長会
松本市PTA連合会
松本市保育園保護者会連盟